
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **会計処理に関する論点**

I. 本資料の目的

1. 第 530 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 30 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、「バーチャル PPA(電力購入契約 : Power Purchase Agreement)の会計処理」について、当委員会の新規テーマとして提言された。
2. 上記の提言を受けて、第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承された。
3. また、第 531 回企業会計基準委員会において、本テーマの進め方については、企業会計基準諮問会議における、「現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定める。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、必要に応じて見直しを行う。」という提言を踏まえ、実務対応専門委員会におけるテーマ評価で提案した以下の範囲に限定した当面の取扱いに関する審議を行うこととされた。

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計上の取扱いを検討する。

4. 第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）及び第 161 回実務対応専門委員会（2024 年 9 月 4 日開催）では、本プロジェクトの範囲を次のように整理した。
 - (1) 本プロジェクトの対象とする契約は、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石証書を移転する契約のうち、以下の特徴を満たすものとする。
 - ① 契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石証書が需要家へ移転する。
 - ② 長期契約である。
 - ③ 発電事業者と需要家の相対の契約である。
 - (2) 上記(1)の契約は、取引の対価があらかじめ定められた固定価格と電力の市場価格と

の差金決済による変動価格となる契約のほか、固定価格となる契約も含む。

- (3) 上記(1)の契約における需要家の取扱いを定める。
- (4) 本プロジェクトの対象とする契約の範囲は、需要家による非化石証書の転売が想定されない取引であり、以下のいずれにも該当する場合とする。
 - ① 需要家は非化石証書を転売目的ではなく、自己使用目的（別途調達する再生可能電力ではない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得る目的）で取得する。
 - ② 需要家は想定する自社の電力の消費量の範囲で非化石証書を購入する契約を締結する。
5. 本資料は、バーチャル PPA の会計上の取扱いについて、以下の検討を行うことを目的としている。
 - (1) 会計処理に関する基本的な考え方
 - (2) 非化石証書の取引に関するプロセスの概要及び分析
 - (3) 会計処理の検討

II. 会計処理に関する基本的な考え方

テーマ提案者からの提案及び検討の方向性

(テーマ提案者からの提案)

6. テーマ提案者からの新規テーマの具体的な提案内容は次のとおりである。

バーチャル PPA の需要家の会計処理について以下を検討すること

(1) デリバティブの該非

会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項(1)において、デリバティブの特徴として、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方（以下「想定元本等」という。）を有する契約であることが示されている。バーチャル PPA における差金決済の想定元本等に当たるものは「発電量」であるが、発電量は発電実績に応じて

変動する契約となっていることが一般的である。このように、想定元本等である発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合であっても、想定元本等を有する契約として、デリバティブに該当することになるのか否かが明確ではない。したがって、新たな実務対応報告の開発に当たって、バーチャル PPA に関して、発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化することをご検討いただきたい。

(2) 会計処理を行う単位

差金決済における精算の基礎となる固定価格は、非化石証書の環境価値が加味されて決定されており、差金決済には非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」という二つの要素が含まれている。この点、両者を区分して会計処理すべきか、又は一体として会計処理すべきかが論点となるが、この点について明らかにする現行会計基準は存在しないと考えられる。本論点において一体として会計処理すべきと判断される場合には、仮に「①デリバティブの該非」の検討の結果、差金決済がデリバティブに該当したとしても、非化石証書の購入取引（非金融商品の購入取引）に組み込まれたデリバティブとして、時価評価が不要であると判断できる可能性があるため、新たな実務対応報告において明確化することをご検討いただきたい。

(事務局の分析)

7. テーマ提案者は前項の提案を行う理由として、「バーチャル PPA においては、非化石証書を発電事業者から需要家に移転し、『発電量 × (PPA 契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格)』により計算される金額を発電事業者と需要家との間で決済する（以下『差金決済』という。）ことが一般的である。この差金決済という特徴に着目し、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うべきか否かが論点となる。」と記載している。
8. ここで、本プロジェクトが対象とする契約は、本資料第 4 項に記載のとおり、需要家が自己使用目的（別途調達する再生可能電力ではない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得る目的）で非化石証書を取得する契約である。この際、需要家が非化石証書を取得するときに支払う対価が、本資料第 7 項のようなあらかじめ定められた固定価格と電力の市場価格との差金決済となる場合があるが、一定の固定価格となる場合もあり、差金決済は取引価格を決定する一つの方法であると

考えられる。

9. この点を踏まえると、契約に含まれる差金決済という特徴のみに着目してデリバティブの該否の検討を行うのではなく、需要家にとって契約の主たる目的である非化石証書の取得について、非化石証書や契約の特徴を踏まえてどのような会計処理が経済実態を表すのかの検討を行うことが考えられるがどうか。また、その上で、取引価格の決定方法（差金決済か固定価格か）の違いにより追加的な論点があるかを検討することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第7項から前項に記載した事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

III. 非化石証書の取引に関するプロセスの概要及び分析

非化石証書取引に関するプロセスの概要

10. 本資料では、「非化石価値」は、エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値をいい、「非化石証書」は、非化石価値を取引可能とするために、当該価値を有することを証するもの¹をいう。
11. 非化石証書に関する取引は、発電事業者の国への申請、認可、日本卸電力取引所（以下「取引所」という。）での口座の管理など所定の手続きに基づき行われており、事務局が調査した範囲では、概ね次のとおりとなると考えられる（詳細は別紙1参照）。

(1) 非化石電源登録

発電事業者は、発電設備についての非化石電源登録を国に申請して行う。（登録は1回のみ）

(2) 発電（本資料第11項の図②）

発電事業者は登録した発電設備において発電を行う。

¹ 非化石証書は、エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するものをいう。（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号）

(3) 一般送配電事業者における発電量の通知（本資料第 11 項の図③）

発電事業者は毎月、発電量を国へ申請するが、国が認定する発電量は、発電事業者自ら測定した発電量ではなく、一般送配電事業者が測定した発電量に基づいて行われるため、発電事業者は一般送配電事業者から通知された発電量に基づき申請を行う。

一般送配電事業者から発電事業者への発電量の通知は、一般送配電事業者の検針後に行われるため、発電月の翌月等、発電量の申請期限（発電月から 2 か月後の月末まで）に十分な時間的猶予があるタイミングで行われているとされている。

事務局が調査した範囲では、発電事業者が自ら測定した発電量と一般送配電事業者が測定した発電量は一致しない場合があるとされている。両者が一致しない場合であっても、一般送配電事業者が測定した発電量に基づき申請及び認定が行われるとされている。

(4) 発電量の申請（本資料第 11 項の図④）

発電事業者は毎月、発電量を国へ申請する。発電量の申請期限は発電月から 2 か月後の月末とされている。

(5) 発電量の認定（本資料第 11 項の図⑤）

国は発電量の認定を行う。認定結果は発電月から 3 か月後の月末（発電量の申請期限から 1 か月後）に、発電量を含めて国から発電事業者へ通知される。また、国は認定した発電量を取引所へ通知する。

(6) 発電事業者の口座残高の増加（本資料第 11 項の図⑥）

取引所は国から通知された発電量に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の非化石価値の口座残高を増加させる。事務局が調査した範囲では、口座残高の増加は発電量が認定された月の翌月 10 日に行われるとされている。

(7) 対価の支払

需要家は契約で定められた日に非化石証書の対価を発電事業者に支払う。支払の時期は個々の契約により異なるが、事務局が調査した範囲では、毎月支払が行われる場合や、3 か月ごとにまとめて支払いが行われる場合があるといわれている。

(8) 契約上の合意日における非化石価値の移転

契約上では、非化石価値は発電事業者と需要家が契約上合意した日に発電事業者から需要家へ移転する。移転の時期は個々の契約により異なるが、事務局が調査した範囲では、後述する(9)需要家の口座残高の増加と同時に行われている場合があるといわれている。

(9) 需要家の口座残高の増加（本資料第 11 項の図⑨）

取引所は発電事業者からの非化石価値の移転の申請に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の口座残高を減少させるとともに需要家の口座残高を増加させる。申請が行われる時期は個々の契約により異なるが、事務局が調査した範囲では、毎月申請が行われ口座残高が増加する場合や、3 か月ごとにまとめて申請が行われ口座残高が増加する場合があるといわれている。

事務局が調査した範囲では、対価の支払が行われた後に、需要家の口座残高が増加するケースが多いといわれている。

(10) 証書化と非化石証書の使用（本資料第 11 項の図⑩）

需要家が非化石価値を使用するためには、非化石価値の証書化を行う必要がある（証書化された非化石証書のイメージ図は別紙2参照）。非化石価値取引システム上、需要家の非化石価値の口座残高は、証書化されたものと証書化されていないものに区分して管理が行われる。

現在の我が国の制度では、需要家は、非化石証書を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の報告及び国際的な取組みである RE100²の報告等に使用することが可能とされている。また、非化石証書は複数の報告に重複して使用することが可能とされている（例えば、温対法で使用した1月発電分の非化石証書を、RE100の報告についても使用することが可能とされている。）。

非化石証書は発電時期によって使用できる期間が定められているとされている。たとえば温対法の場合、需要家は、ある年の1月から12月に発電された分の非化石証書を、その年の4月から翌年3月までに使用した電力に対して使用することができるとされている。そのため、発電期間と非化石証書を使用する電力の計算期間に3か月のズレが生じている。さらに、温対法における当該非化石証書を使用する電力

² 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、年間消費電力量が100GWh以上である企業（特例として日本企業は50GWh以上に緩和されている）が対象企業とされている。

環境省 HP [環境省 RE100 の取組](https://www.env.go.jp/) | [地球環境・国際環境協力](https://www.env.go.jp/) | [環境省 \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/)
 環境省「RE100について」 [RE100について \(env.go.jp\)](https://www.env.go.jp/) スライド3ページ

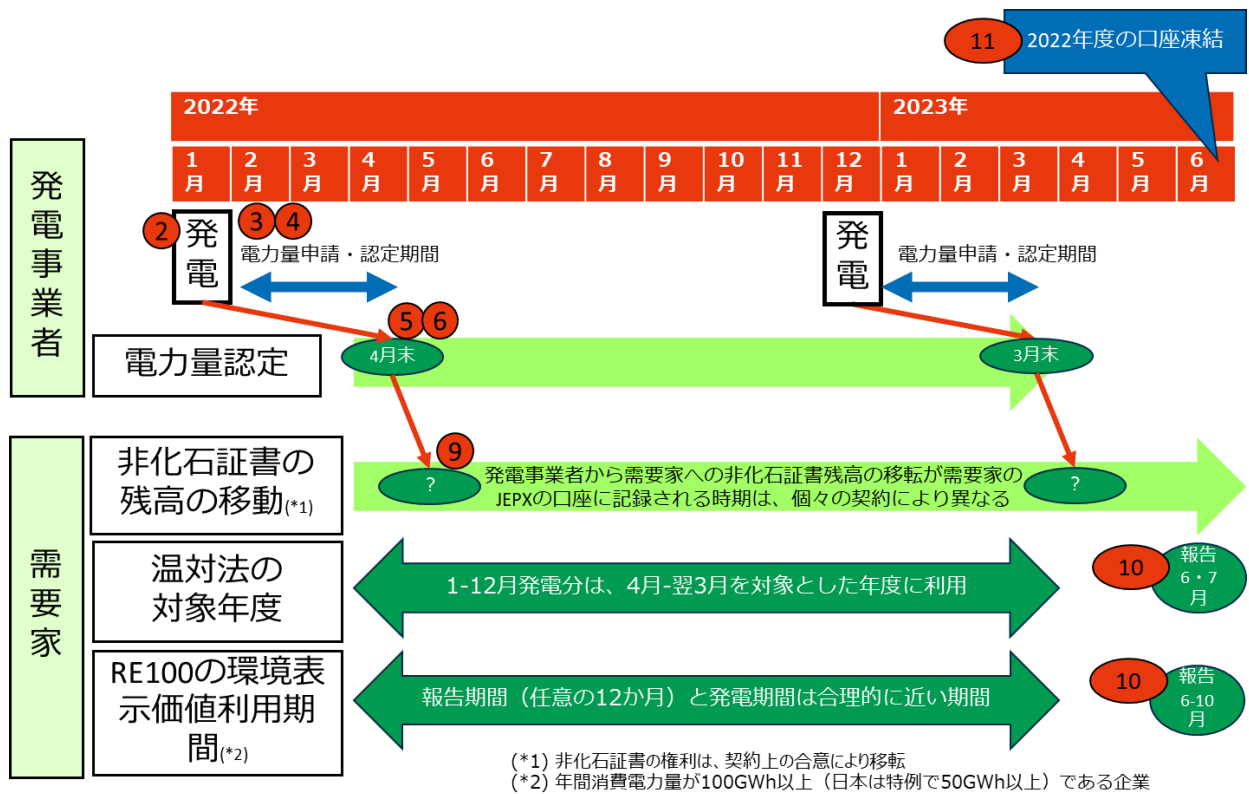
の計算期間は需要家の会計期間にかかわらず一律で定められているため、3月決算以外の需要家においては、非化石証書を使用する電力の計算期間と会計期間にもズレが生じる場合がある。例えば12月決算の場合は、会計期間は1月から12月、非化石証書を使用する電力の計算期間は4月から翌年3月となる。この場合、期末日である12月末において需要家が保有する非化石証書は、当期の会計期間のうちの4月から12月に非化石証書を使用することも、翌期の会計期間のうちの1月から3月に使用することも可能となる。

また、事務局が調査した範囲では、(9)需要家の口座残高の増加は電力量が認定された後2か月後（発電月から5か月後）となる場合があるといわれている。このような場合、12月発電分は翌年の5月に需要家の口座残高が増加することとなるため、当該12月発電分の非化石証書を使用する電力の計算期間（温対法であれば4月から翌年3月）より後に需要家の口座残高が増加することとなると考えられる。

RE100の場合は、報告期間は任意の12か月とされており、当該報告期間と合理的に近い期間に発電された分の非化石証書を使用できるとされている。

(11) 口座の凍結（本資料第11項の図⑩）

取引所の口座は毎年6月に凍結される。口座の凍結後は非化石証書の証書化ができなくなり、非化石価値は失効する。温対法の報告期限は業種により6月又は7月となるが、凍結前に証書化が行われていれば、当該証書は凍結後も使用することができる（ただし、使用できる期間（ある年の1月から12月に発電された分の非化石証書はその年の4月から翌年3月までに使用した電力に対して使用する。）は特定されている。）。



(出典：経済産業省が公表する資料等を元に事務局作成)

需要家における権利及び義務の発生又は移転についての事務局の分析

12. 前項の一連のプロセスを前提として、需要家における経済事象に着目した場合の権利及び義務は、次のとおり発生又は移転していると考えられる。

(1) バーチャル PPA の締結時点

契約を締結した時点においては未だ発電はされていないため非化石価値は生じておらず、需要家において非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務は発生していない（発電された場合に非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が発生するという条件付きの状態にある）と考えられる。

(2) 発電時（本資料第 11 項の図②）

需要家は契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電に伴い、実質的には非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じているとも考えられる。ただし、対価の金額については後述する認定を経ていないため、この時点では未確定であると考

えられる。

(3) 一般送配電事業者における発電量の通知（本資料第 11 項の図③）

発電量の国による認定は未了であるが、国が認定する発電量は、一般送配電事業者が測定した発電量に基づいて行われるため、一般送配電事業者における発電量の通知を発電事業者が受け取った時点において、実質的には需要家が受け取る非化石価値の量が確定することとなり、需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の金額が確定すると考えられる。ただし、契約の内容により、この時点で発電事業者から需要家に発電量が通知される場合とされない場合があると考えられる。

(4) 発電量の認定（本資料第 11 項の図⑤）

発電量の認定により発電事業者から需要家に移転可能な非化石価値の量が確定するため、発電量の認定時に需要家の非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務がその金額とともに確定するものと考えられる。

(5) 対価の支払

需要家における発電事業者への対価の支払義務が消滅すると考えられる。

(6) 契約上の合意日における非化石価値の移転

契約上は、契約に定めた時点をもって非化石価値が発電事業者から需要家へ移転すると考えられる。

(7) 需要家の口座残高の増加（本資料第 11 項の図⑨）

非化石価値取引システムにおける需要家の口座残高が増加することにより、需要家は非化石価値を証書化することが可能となると考えられる。

(8) 証書化と非化石証書の使用（本資料第 11 項の図⑩）

需要家は非化石価値を証書化し、非化石証書を入手することで初めて温対法などの報告に使用することができるようになる。証書化した時点で非化石価値取引システムにおける需要家の口座残高は証書化されたものと証書化されていないものに区分される。

需要家は、温対法などの各報告に使用した時点において非化石証書を消費したとも考えられるが、需要家が複数の報告に証書を使用する場合には、1つの報告により非化石証書は消滅しないとも考えられる。

また、温対法においては、非化石証書を使用する電力の計算期間は4月から翌年3月、報告期限は6月又は7月とされており、非化石証書を使用する電力の計算期間は報告時より前の期間となる。例えば2022年度の場合、非化石証書を使用する電力の計算期間は2022年4月から2023年3月、報告期限は2023年6月（又は7月）となり、3月決算の場合は、再生可能電力と同じ効果を得るために非化石証書を使用する対象となる電力が費用処理される期間の翌期の6月（又は7月）に非化石証書が報告に使用されることになる。

(9) 6月における取引所の口座凍結時点（本資料第11項の図⑩）

口座の凍結により需要家は非化石価値の証書化ができなくなり、各報告に使用することができなくなることから、凍結時点において証書化されていない非化石価値については、失効したものと考えられる。ここで、非化石価値はその使用できる期間に定めがあるため、口座凍結時点より前に保有する非化石価値を使用しないことが決定される場合もあると考えられる。その場合には、証書化されていない非化石価値は、口座の凍結を待つことなく使用しないことが決定された時点で失効したのとも考えられる。

IV. 会計処理の検討

論点の整理

13. 前項の分析を踏まえると、非化石証書に関する会計処理を検討するにあたり、以下が論点となると考えられる。

（対価の支払義務に関する負債の認識時点）

14. 需要家は契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石価値を取得することをあらかじめ約束しているため、非化石価値取引システムを通じて非化石価値が発電事業者から需要家に移転する前から実質的に需要家に発電量に相当する量の非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が生じているとも考えられる。この場合、本資料第12項(5)対価の支払時点より前の時点で負債が認識されることになるが、発電時から電力量の認定時点までの間のどの時点で負債を認識するかが論点となると考えられる。

（負債の認識時点の会計処理）

15. 負債の認識時点において、会計上の資産を認識するか又は費用処理を行うかは、前項においてどの時点で負債を認識するかにより異なる可能性があると考えられるため、前項

の検討を踏まえて検討を行うことが考えられる。

(追加的な論点)

16. 前2項の論点の他、契約の特徴を踏まえると次の論点が考えられる。

(1) 支払対価が差金決済の場合の追加的な論点

あらかじめ決められた固定価格と電力市場価格との差金決済のため、電力市場価格の上昇により、需要家が非化石価値を取得し、対価を受け取る場合がある。事務局が調査した範囲では現時点で差金決済により支払いがマイナスとなる事例はないが、将来発生する可能性を考慮して、会計処理を定めるかどうか論点となると考えられる。

(2) 開示

企業会計基準諮問会議では、バーチャル PPA の取引のリスクに関する開示についても併せて検討すべきであるとの意見があったため、当該取引に関して追加的な開示を定めるかどうか論点になると考えられる。

ディスカッション・ポイント2

本資料第13項から前項に記載した論点の整理について、ご意見をお伺いしたい。

対価の支払義務に関する負債の認識時点

(事務局の分析)

17. 本資料第14項で記載した通り、需要家は契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石価値を取得することをあらかじめ約束しているため、非化石価値システムを通じて非化石価値が発電事業者から需要家に移転する前から実質的に需要家に発電量に相当する量の非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が生じていると考えられる。この場合、次のいずれかの時点で負債を認識することが考えられる。

(1) 発電時（本資料第11項の図②）

非化石証書の権利は契約上の合意により発電事業者から需要家へ移転するものの、バーチャル PPA では、需要家は契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の

非化石価値を購入することをあらかじめ約束しているため、発電されるに従い、実質的に非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が需要家に生じているとも考えられる。

ただし、発電時点では、国から認定を受ける発電量は確定しておらず、事務局が調査した範囲では、発電事業者から需要家に発電量の通知は行われていないため、当該時点で負債を認識する場合は、発電事業者から発電量に関する情報を入手し見積りにより負債を計上することとなる。

(2) 一般送配電事業者における発電量の通知時点（本資料第 11 項の図③）

発電量の国による認定は未了であるが、国が認定する発電量は、一般送配電事業者が測定した発電量に基づいて行われるため、一般送配電事業者における発電量の通知を発電事業者が受け取った時点において、実質的には需要家が受け取る非化石価値の量が確定することとなり、需要家が非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務の金額が確定すると考えられる。

ただし、事務局が調査した範囲では、発電事業者から需要家に発電量が通知される場合とされない場合があるため、当該時点で負債を認識する場合、需要家が発電量を入手していないときは発電事業者から情報を入手し負債を計上することとなる。

(3) 発電量の認定時点（本資料第 11 項の図⑤）

発電量の認定により発電事業者から需要家に移転可能な非化石価値の量が確定するため、需要家の非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務が確定するものと考えられる。事務局が調査した範囲では、発電事業者から需要家に発電量が通知される場合とされない場合があるため、この時点で負債を認識する場合、需要家が発電量を入手していないときは発電事業者から情報を入手し負債を計上することとなる。

(事務局の提案)

18. 前項(1)の発電時から需要家は対価に対する実質的な支払義務を負っていると考えられるが、本プロジェクトが対象とする取引の目的が非化石証書の取得であることを踏まえると、非化石価値が認定され、需要家の支払義務が確定した発電量の認定時点で負債を認識することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント3

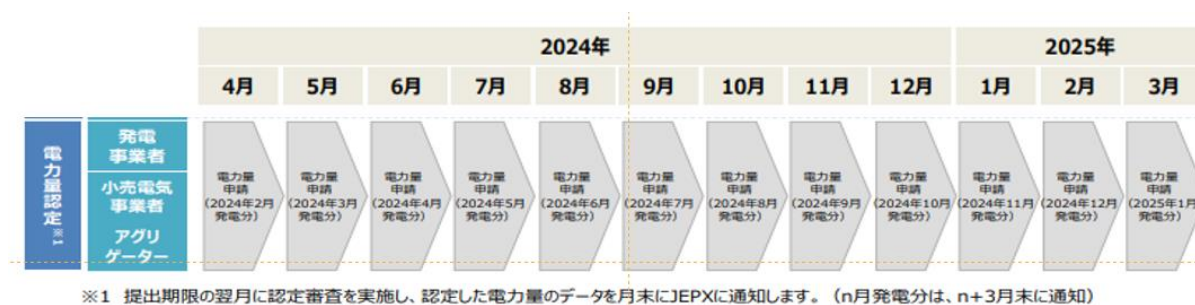
本資料第 17 項及び前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

(別紙 1)

非化石証書が発電事業者から需要家に移転されるまでのプロセス

1. 非化石証書が表す価値の量は再生可能電力の発電量 (kWh) で表されるが、非 FIT 非化石証書³では、非化石証書の信頼性を確保するため国が発電量を認定しており⁴、発電事業者は発電開始前に非化石電源登録を国に行い、発電開始後は毎月、発電量を国へ申請する。国が認定する発電量は、発電事業者自ら測定した量ではなく、一般送配電事業者が測定した量に基づき認定が行われる。認定結果は発電量を含めて国から発電事業者へ通知される。認定は発電月から 3 か月後となっている。



(出典：経済産業省、BPROGY 社「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料 2024 年 9 月 5 日」10 ページの一部を抜粋して加工)

2. 非化石証書は日本卸電力取引所 (以下「取引所」という。) により非化石証書量を管理する口座にて管理されており、バーチャル PPA による非化石証書の取引についても、取引所の非化石価値取引システムを通じてその記録が管理されている⁵。

国が認定した発電量は国から取引所へ通知され⁶、取引所では国から通知された発電量に基づき、非化石価値取引システムにおいて発電事業者の非化石証書の口座残高を増加させる (認定月の翌月 10 日)。

3. 非化石証書の権利は、バーチャル PPA における契約上の合意により発電事業者から需要

³ 非化石証書は非 FIT 非化石証書のほか FIT 非化石証書も存在するが、FIT 非化石証書は市場取引が前提となるため、バーチャル PPA で利用される非化石証書は非 FIT 非化石証書が一般的であると考えられる。

⁴ 経済産業省、BPROGY 社「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」スライド 3 ページ

(https://www.biprogy.com/solution/uploads/1_nonfit-nintei_explain.pdf)

⁵ 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程第 23 条

(https://www.jepx.jp/nonfossil/outline/pdf/nonfossil_rules.pdf?timestamp=1683419106934)

⁶ 経済産業省、BPROGY 社「非 FIT 非化石電源に係る認定についての事業者説明資料」スライド 10 ページ

家へ移転する。その後、発電事業者からの申請に基づき、JEPX の非化石価値取引システムにおいて発電事業者から需要家への非化石証書の移転が記録される。

需要家における非化石証書取得後のプロセス

4. 現在の我が国の制度では、需要家は、非化石証書を温対法の報告、国際的な取り組みである RE100 の報告等に利用することが可能とされている⁷。
5. 非化石証書は発電時期によって使用できる期間が定められており、需要家はたとえば温対法の場合、ある年の1月から12月に発電された分の非化石証書を、その年の4月から翌年3月までに使用した電力に対して使用するとされており、非化石証書は温対法の報告期限（6月又は7月）までが使用期間とされている⁹。

非化石証書の具体的な使用方法は、例えば温対法においては、温室効果ガスを多量に排出する者（特定排出者）に該当する場合、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、毎年7月末（特定輸送排出者は毎年6月末）までに、前年度の排出量情報を国に報告することが義務付けられているとされているが¹⁰、特定排出者は当該排出量の算定時において、非化石証書の量に応じて排出量を減少させることができるとされている¹¹。

需要家は、取引所に記録された非化石証書について証書化を行うことで、非化石価値取引システムの需要家の口座残高が減少し、各報告に利用するための証書が発行される。需要家は、証書に記載された電力量を各報告における数値の算定に使用する。

以上

⁷ 資源エネルギー庁「非化石証書の取引に係る会計・税務上の取り扱い」スライド2ページ [020_07_00.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/020_07_00.pdf)

⁸ 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」日本語版 第4セクション 5 受動的調達 [RE100 technical criteria + appendices \(Japanese\).pdf \(there100.org\)](https://www.there100.org/re100-technical-criteria-appendices-japanese.pdf)

⁹ 資源エネルギー庁「非化石価値取引市場について 2022年3月16日」スライド22ページ (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/063_05_00.pdf)

¹⁰ 環境省 HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/about>)

¹¹ 調整後温室効果ガス排出量の調整について、非化石電源二酸化炭素削減相当量（「非化石証書の量」×「全国平均係数」×「補正率」）を、「電気事業者から小売供給された電気の使用に伴い発生する二酸化炭素の排出量」を上限に控除することができるとされている。

環境省 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0) (令和6年2月)
第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法 4. 調整後温室効果ガス排出量算定方法
(https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/manual/chpt2_5-0_rev.pdf)

(別紙 2)

証書化された非化石証書のイメージ図

■非化石証書PDF(需要場所)

JEPX
Japan Electric Power Exchange

発行日 : 2024年6月19日
発行所 : 一般社団法人日本卸電力取引所
証書番号 : A000000

△△工業株式会社 殿

非化石証書

当非化石価値は2024年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	FIT
非化石価値	40,000 kWh


事業所情報

法人番号	1234567890123
事業所名	△△工業株式会社 芝浦事業所
需要場所	東京都港区芝浦〇丁目△番口号
備考	特記事項なし

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、RE100基準(*1))
太陽光	20,000 kWh	15,000 kWh
風力	10,000 kWh	10,000 kWh
バイオマス	10,000 kWh	10,000 kWh

(*1): 15年以内に運転開始した設備、かつ再生可能エネルギー由来の非化石価値を合計しています。



二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

■非化石証書PDF(電力メニュー)

JEPX
Japan Electric Power Exchange

発行日 : 2024年6月19日
発行所 : 一般社団法人日本卸電力取引所
証書番号 : A000000

株式会社〇〇パワー 殿

非化石証書

当非化石価値は2024年4月から2025年3月までに使用した電力に対して活用が可能です。

証書種別	非FIT (再エネ指定)
非化石価値	67,500 kWh


電力メニュー

小売電気事業者 名称	株式会社〇〇パワー
小売電気事業者 登録番号	A0000
メニュー名	オール再エネ電力プラン
備考	<input type="checkbox"/> 株式会社への販売

内訳

発電設備区分	非化石価値	(内、RE100基準(*1))
太陽光	20,000 kWh	15,000 kWh
風力	10,000 kWh	10,000 kWh
水力	20,000 kWh	0 kWh
地熱	5,000 kWh	5,000 kWh
バイオマス	12,500 kWh	10,000 kWh

(*1): 15年以内に運転開始した設備、かつ再生可能エネルギー由来の非化石価値を合計しています。



二次元コードを読み取ることで、保有している非化石価値の設備に関する詳細をご確認いただけます。

(出典：一般社団法人日本卸電力取引所「非化石価値取引システム利用ガイド」P17 [Guide_NF.pdf \(jepx.jp\)](#))

以上